

2023 年度 ICT を活用した子ども見守りサービス ワーキング参加時の注意事項

1. ワーキングについて

テーマを所管する担当課の職員(以下、「テーマ所管課」という。)と、テーマに関連するデジタル技術やアイデアを持つ民間事業者等が、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとにテーマとなる行政や地域の課題について検討します。

ワーキング運営、ファシリテートは、横浜市デジタル統括本部及び横浜市が「YOKOHAMA Hack!」の運営を委託する事業者(以下、2者を総称して「事務局」という。)が実施します。

2. 参加対象者となる民間事業者等

課題解決に対する主体的に取り組む意欲があり、提案する技術やアイデアのある方であれば歓迎ですが、次の条件を満たすことを条件とさせていただきます。

- ・ ワーキングに積極的に参加できる民間企業の皆様
- ・ 申込時に記載した内容等に関して、速やかに事務局による問い合わせ等に対応できること

3. 費用負担について

ワーキング参加に要する費用は、原則、参加者様にご負担いただきます。

4. ワーキング実施後について

ワーキングの結果を踏まえ、横浜市において実証実験を行う場合、実証実験募集等は改めて行います。なお、実証実験募集には、ワーキングに参加していない事業者等も応募できます。

5. ワーキング参加要件

次の事項を理解、同意し、ワーキングへの参加をお申込みください。

(ア) 参加及びワーキング実施結果の取扱い

- ① ワーキングへの参加実績は、当該テーマに関する事業者選定等における評価に加味しません。
- ② ワーキング内容は、課題解決のための実証実験の検討等において参考とさせていただきます。ただし、テーマ所管課とワーキング参加者双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではありません。
- ③ ワーキング実施にあたり、テーマ所管課及びワーキング参加者が提供した情報に係る著作権、商標権その他の知的財産権、肖像権、その他の一切の権利は、正当な権利者に帰属します。
- ④ ワーキング参加者は、ワーキング実施時に提示した情報について、機密である旨を示されて開示した場合を除き、テーマ所管課および事務局が行政課題解決の目的の範囲内で使用、複製、転載、転送等を行うことに同意するものとします。
- ⑤ ワーキング参加者は、参加者とテーマ所管課間、及び参加者同士の間での情報共有において、相手から機密である旨を示されて開示された情報、ワーキング実施で知り得た機密情報及び個人情報、ワーキング実施中だけでなく終了後も機密として保持し、第三者に開示又は

漏洩しないものとします。

(イ) 実施結果の公表

- ① ワーキングの実施結果については、ワーキング参加者名称等の概要を公式サイトおよび市ホームページで公表します。
- ② ワーキング参加者は、自身の名称、事業ノウハウにかかる内容の非公表を申し出ることができます。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等に基づき、公開の対象になることがあります。

(ウ) 参加除外条件

事務局は、ワーキング参加者の参加がワーキングへの適切な運営に支障が生じると認められたとき、当該ワーキング参加者のワーキングへの参加を中止することができるものとします。

6. 個人情報の取扱い

事務局は、個人情報の収集・利用及びその管理について、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切に取り扱います。横浜市は、ワーキングへの実施のために申込者の個人情報を利用します。

7. お問い合わせ先

YOKOHAMA Hack! 事務局

メール: info-yhack@hack.city.yokohama.lg.jp